

横浜市フードドライブ物品貸出取扱要綱

制 定 令和2年9月15日

最近改正 令和8年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市の食品ロス削減の取組としてフードバンク・フードドライブ活動を支援、推進することを目的とし、資源循環局が保有する、フードドライブ実施時に必要となる物品（以下「物品」という。）の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

(貸出物品)

第2条 この要綱により貸し出す物品は、次のとおりとする。

- (1) 食品回収ボックス
- (2) のぼり旗（ポール無）
- (3) のぼり旗（卓上型）
- (4) 表示板データ（データでの提供）

(貸出対象者)

第3条 物品の貸出し対象者は、市内に所在する企業又は市内で活動する団体（自治会、町内会、学校、商店街、任意の活動グループ等）とする。

(貸出期間)

第4条 貸出しの期間は1回につき最長6か月とする。

(個数制限)

第5条 貸出しは、1団体につき食品回収ボックス3台まで、のぼり旗（ポール無）3枚まで、のぼり旗（卓上型）3個までとする。

(使用料)

第6条 使用料は物品の数に限らず無償とする。

(貸出・返却の場所)

第7条 物品の貸出し及び返却場所は別紙のとおりとする。

(申請手続)

第8条 物品の貸出しを希望する者は、貸出しを希望する日から原則14日前までに、電子申請・届出システムその他市が認める方法により申請する。

(貸出しの決定等)

第9条 別紙に定める申請受理者は、前条の申請があった場合はその内容を審査し、申請団体等へ承認又は不承認を通知するものとする。なお、承認の通知は物品の貸出しをもって代えることができる。

(貸出し及び返却方法)

第10条 貸出しの決定を受けた者（以下「使用者」という。）は第8条の申請の際に選択した場所で物品の貸出しを受けるものとする。また、使用後は、本市が定めた期日までに貸出しを受けた場所に物品を返却するものとする。

(遵守事項)

第 11 条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 物品をフードドライブ以外の目的に使用しないこと。
- (2) 物品を破損又は紛失しないよう注意すること。
- (3) 物品の形状を変え、または改造しないこと。
- (4) 物品を第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (5) 表示板のデータについては、必要入力事項以外は改変しないこと。
また、当該申請の目的以外に使用しないこと。
- (6) 回収した食品はフードバンク団体等へ寄贈すること。

(貸出しの取消)

第 12 条 申請受理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸出しの決定を取り消し、物品を返却させることができる。

- (1) 使用者が前条各号に掲げる遵守事項に違反したとき。
- (2) 公益上又は管理上特に必要があると認めるとき。

(損害賠償)

第 13 条 使用者は、物品が破損又は紛失したときは、直ちに申請受理者に報告するとともに損害を賠償しなければならない。ただし、通常の使用による破損等と申請受理者が認める場合については、この限りではない。

(横浜市の免責)

第 14 条 横浜市は、フードドライブ実施に伴い発生したトラブル等について、一切の責任を負わない。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、物品の貸出しに関して必要な事項が生じた場合は、資源循環推進課長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 9 月 15 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 3 月 19 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別紙

貸出及び返却場所	申請受理者
資源循環局資源循環推進課	資源循環局資源循環推進課長
資源循環局青葉事務所	資源循環局青葉事務所長
資源循環局旭事務所	資源循環局旭事務所長
資源循環局泉事務所	資源循環局泉事務所長
資源循環局磯子事務所	資源循環局磯子事務所長
資源循環局 神奈川事務所	資源循環局 神奈川事務所長
資源循環局金沢事務所	資源循環局金沢事務所長
資源循環局港南事務所	資源循環局港南事務所長
資源循環局港北事務所	資源循環局港北事務所長
資源循環局栄事務所	資源循環局栄事務所長
資源循環局瀬谷事務所	資源循環局瀬谷事務所長
資源循環局都筑事務所	資源循環局都筑事務所長
資源循環局鶴見事務所	資源循環局鶴見事務所長
資源循環局戸塚事務所	資源循環局戸塚事務所長
資源循環局中事務所	資源循環局中事務所長
資源循環局西事務所	資源循環局西事務所長
資源循環局保土ヶ谷事務所	資源循環局保土ヶ谷事務所長
資源循環局緑事務所	資源循環局緑事務所長
資源循環局南事務所	資源循環局南事務所長
青葉区役所地域振興課	青葉区役所地域振興課資源化推進担当課長
旭区役所地域振興課	旭区役所地域振興課資源化推進担当課長
泉区役所地域振興課	泉区役所地域振興課資源化推進担当課長
磯子区役所地域振興課	磯子区役所地域振興課資源化推進担当課長
神奈川区役所地域振興課	神奈川区役所地域振興課資源化推進担当課長
金沢区役所地域振興課	金沢区役所地域振興課資源化推進担当課長
港南区役所地域振興課	港南区役所地域振興課資源化推進担当課長
港北区役所地域振興課	港北区役所地域振興課資源化推進担当課長
栄区役所地域振興課	栄区役所地域振興課資源化推進担当課長
瀬谷区役所地域振興課	瀬谷区役所地域振興課資源化推進担当課長
都筑区役所地域振興課	都筑区役所地域振興課資源化推進担当課長
鶴見区役所地域振興課	鶴見区役所地域振興課資源化推進担当課長
戸塚区役所地域振興課	戸塚区役所地域振興課資源化推進担当課長
中区役所地域振興課	中区役所地域振興課資源化推進担当課長
西区役所地域振興課	西区役所地域振興課資源化推進担当課長
保土ヶ谷区役所地域振興課	保土ヶ谷区役所地域振興課資源化推進担当課長
緑区役所地域振興課	緑区役所地域振興課資源化推進担当課長
南区役所地域振興課	南区役所地域振興課資源化推進担当課長